

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

改定後	改訂前
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ） 第2条（証券類の受入れ） 第3条（本人振込み） 第4条（第三者振込み） 第5条（受入証券類の不渡り） 第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2 前項の支払にあたっては、手形または小切手振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>3 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 小切手を使用する方法。</p> <p>4 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ） 第2条（証券類の受入れ） 第3条（本人振込み） 第4条（第三者振込み） 第5条（受入証券類の不渡り） 第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2 前項の支払にあたっては、手形または小切手振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>3 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>4 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</p>

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

改定後	改訂前
<p style="color: red;">わなないことがあります。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 2 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 3 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 4 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 5 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 6 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。 7 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 <p>第9条（支払の範囲）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 2 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 3 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 4 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 5 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 6 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしま 7 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 <p>第9条（支払の範囲）</p>

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

改定後	改訂前
<p>第 10 条（支払の選択）</p> <p>第 11 条（過振り）</p> <p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>1 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>2 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p> <p>第 13 条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> <p>第 14 条（印鑑等の届出）</p> <p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>第 18 条（線引小切手の取扱い）</p> <p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>第 20 条（利 息）</p> <p>第 21 条（残高の報告）</p> <p>第 22 条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p>	<p>第 10 条（支払の選択）</p> <p>第 11 条（過振り）</p> <p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>1 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>2 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p> <p>第 13 条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> <p>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>第 14 条（印鑑等の届出）</p> <p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>第 18 条（線引小切手の取扱い）</p> <p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>第 20 条（利 息）</p> <p>第 21 条（残高の報告）</p> <p>第 22 条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p>

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

改定後	改訂前
第 24 条（取引の制限） 第 25 条（解 約） 第 26 条（取引終了後の処理） 第 27 条（手形交換所規則による取扱い） 第 28 条（休眠預金等活用法に係る異動事由） 第 29 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） 第 30 条（休眠預金等代替金に関する取扱い） 第 31 条（規定の変更） 以 上 （適用開始日：2026 年 10 月 1 日）	第 24 条（取引の制限） 第 25 条（解 約） 第 26 条（取引終了後の処理） 第 27 条（手形交換所規則による取扱い） 第 28 条（休眠預金等活用法に係る異動事由） 第 29 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） 第 30 条（休眠預金等代替金に関する取扱い） 第 31 条（規定の変更） 以 上 （適用開始日：2024 年 11 月 1 日）